

令和2年3月24日

関係団体の長様

広島県環境県民局長

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

環境保全課



業務用の空調機器及び冷蔵冷凍機器の廃棄時における  
フロン排出抑制に係る規制の強化について（通知）

県の環境行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、業務用の空調機器及び冷蔵冷凍機器（以下「第一種特定製品」という。）などの冷媒をはじめ様々な用途に活用されてきたフロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から極めて重要な課題となっています。

今般、フロン類回収率の向上ため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号）が改正され、関連規程を含め令和2年4月1日から施行されます。

については、改正法等の適切な運用について、貴団体の会員に周知していただくようお願いします。

**1 廃棄物・リサイクル業者に係る主な改正点**

- (1) フロン類の回収が確認できない第一種特定製品の引取りが禁止されたこと。  
ただし、主に次の場合は、第一種特定製品の引取りが可能なこと。
  - ・引取証明書の写しを受け取った場合
  - ・充填回収業登録を受けた廃棄物・リサイクル業者が自らフロン類を回収する場合
- (2) フロン類の回収が確認できない第一種特定製品を引き取った場合、刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象とすること。
- (3) 第一種特定製品を取扱う廃棄物・リサイクル業者は都道府県の指導監督（報告微収・立入検査等）の対象とすること。

**2 第一種特定製品の管理者及び廃棄等実施者に係る主な改正点**

- (1) フロン類を回収しないまま第一種特定製品を廃棄すると、行政指導などを経ることなく刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象とすること。
- (2) 点検の記録は、第一種特定製品を設置してから廃棄した後も3年間保存すること。
- (3) 廃棄物・リサイクル業者に第一種特定製品を引渡す際には、引取証明書（充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面）の写しを作成し、交付すること。
- (4) 特定解体工事の際に元請業者から事前に説明された書面を3年間保存すること。

担当 大気環境・化学物質対策グループ  
担当者 古賀  
電話 082-513-2920（ダイヤルイン）

問合せ先は裏面に記載しています

問合せ先一覧

第一種特定製品、解体工事現場又は廃棄物・リサイクル業者の事業場の所在地	県の管轄機関		
	機関名	住 所	電話番号
大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181 (代表)
広島市、安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5537 (ダ・ヤルイン)
呉市、江田島市	西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400 (代表)
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911 (代表)
三原市、尾道市、世羅町	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011 (代表)
福山市、府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311 (代表)
三次市、庄原市	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181 (代表)

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

# フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

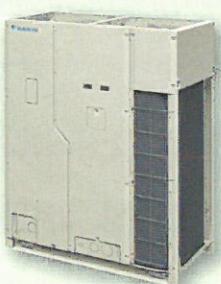
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

## 対象となる機器

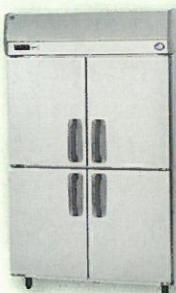
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

**引取証明書(写し)**でフロン類が回収済みであることを確認したとき  
または  
充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

## 対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

**Q** 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

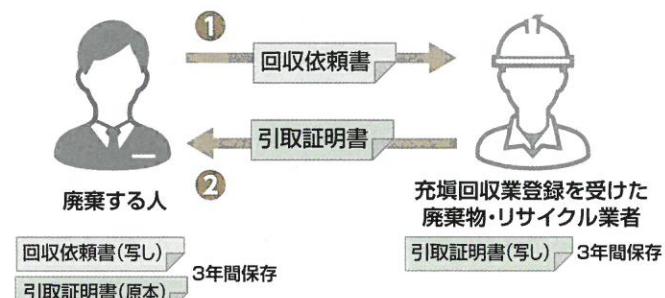
**A** 主に以下の場合に引取りが可能です。

**①引取証明書を受け取った場合**



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、  
引取証明書(写し)を回付してください。

**②自らフロン類を回収する場合**



**Q** 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

**A** 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。

※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

**Q** 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

**A** 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

## フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-1511(内線3711)

